

みんなあつまれ!

図書館

とき 10月26日(金)~28日(日)
ところ・問い合わせ先 市立図書館☎24・2919

10/26 金

午後2時~5時 書庫
※30分入れ替え制

書庫探検してみよう

普段は開放しない図書館書庫をご案内します



午後4時~5時 集会室

本のカバーかけ体験

図書館ボランティア「ごんちゃんクラブ」によるブックカバー掛け(透明フィルムコーティング)体験
持ってくるもの:本1冊



10/27 土

午前10時~正午 視聴覚室

本を開いて遊ぼう

本を調べてものしり博士になろう
講師:永井義彰さん



午後1時~2時 視聴覚室

講演会「津山の妖怪ものがたり」

講師:尾島治さん(津山郷土博物館)



10/28 日

午前10時~正午 視聴覚室

劇「わらしべ長者」ほか

「美作大学児童文化研究部」の皆さんによる劇や手遊び、ゲームなど



午後2時~3時 視聴覚室

しょうぼうしょの消ちゃんがやって来る

津山圏域消防組合の久常敦志さんと消ちゃんの消防車や救急車のお話、ビデオ、紙芝居



午後3時30分~4時30分 おはなしの森

えほんのよみきかせ

図書館ボランティア「あいあいスマイル」による絵本の読み聞かせ



10/21 日

勝北図書館 子どもフェスティバル

午前10時~11時30分 勝北公民館2階大会議室

科学あそびコーナー

ブラバンキーホルダー、くるくるシャボン玉、スライムなど
講師:藤本忠男さん 持ってくるもの:ペットボトル2本

午前10時~11時30分 勝北公民館2階小会議室

おしぼなコーナー(当日受付定員50人)

押し花ではがきを作ろう 講師:流郷妙子さん

午前11時30分~午後0時15分 勝北文化センター

影絵劇「影絵劇団めだか屋」

「雪の女王」「からだっていいな」「久米の昔話」ほか

午前10時~11時30分 えほん・かみしばいコーナー

よみきかせコーナー

「あいあいスマイル」の皆さんによる絵本の読み聞かせ

午前10時~11時30分 ハートピア勝北おまつりひろば

ちびっこコーナー

勝北にある4保育所とPTAによる楽しい遊び

こんな人は

●有効期限が平成20年9月30日以前

条件	有効期限など
退職者国保の資格があり、平成19年10月2日~平成20年3月1日の期間に75歳になる人	老人保健制度に加入となり、一般の国保に切り替えとなるため、有効期限は75歳の誕生日の月(誕生日が1日の場合は前月)の末日→※
平成20年4月1日時点で75歳以上の人(一定の障害があつて老人保健制度に加入している65歳以上の人を含む)	後期高齢者医療制度に加入となるため、有効期限は平成20年3月31日→※
平成20年4月2日~平成20年9月30日の期間に75歳になる人	後期高齢者医療制度に加入となるため、有効期限は75歳の誕生日の前日
退職者国保の資格があり、平成20年4月1日時点で65歳以上の人	一般の国保に切り替えとなるため、有効期限は平成20年3月31日となりませ→※
退職者国保の資格があり、平成20年4月2日~平成20年9月1日の期間に65歳になる人	一般の国保に切り替えとなるため、有効期限は65歳の誕生日の月(誕生日が1日の場合は前月)の末日→※

※条件に当てはまる人が退職被保険者本人の場合は、その被扶養者の有効期限も同様になります

保険証がカードに
現在お持ちの保険証の有効期限は「平成19年9月30日」です。新しい保険証を9月中旬に郵送しますので、その記載事項を確認してください。今回の郵送分から、カードタイプの保険証となり、1人1枚持つこととなります。なお、保険料を滞納している世帯へは、郵送でなく納付相談後に窓口で直接渡す場合があります。10月以降、病院へ掛かる時は必ず新しい保険証を提示してください。なお期限切れの保険証は、市役所または各支所窓口で随時回収しています(郵送可)。

有効期限にご注意!
今回の新しい保険証の有効期限は「平成20年9月30日」ですが、後期高齢者医療制度などの改正で左の表のいずれかの条件に当てはまる人は、有効期限が平成20年9月30日以前の日付になっています。複数の条件に当てはまる人にはその都度新しい保険証を交付します。有効期限が切れた後、後期高齢者医療制度に加入する人には後期高齢者医療制度の保険証を交付し、それ以外の人には一般の国民健康保険証を交付します。

こくほQ&A

Q. 会社勤めを始めたため新たに保険証ができたのですが、国保の保険証がまた届きました。どうすればいいですか?
A. 資格の変更があつた場合にはその都度届け出てください。放っておくと、保険料の二重払いにもなりますので、至急、市の窓口で手続きをしてください。

- 手続きに必要なもの
- ① 国保の保険証
 - ② 新しい保険証
 - ③ 世帯主の印鑑

病院や薬局などでもらった領収証は高額医療費などの各種払い戻しを受けるための申請に必要です。申請が終わるまでは、大切に保管してください

問い合わせ先 保険年金課(市役所1階6番窓口) ☎32・2071 または各支所

年金

年金記録問題 記録訂正による増額分は全額お支払いします

これまでの制度では、年金記録が訂正されて年金が増額した場合でも、直近の5年間分しか受給できませんでしたが、しかし、このたび「年金時効特例法」が制定され、今後は全期間の分を受給できるようになりました。
対象 年金記録の訂正により①年金額が増えた人②年金受給資格が確認された新たに年金が支払われることになった人
☆該当者が亡くなっている場合、その遺族に時効消滅分が支払われます
手続 今後、年金記録が訂正される人Ⅱ記録訂正以外に特別の手続きは必要ありません(年金記録の訂正に合わせて自動的に手続きを行い、5年を経過した分の年金額も支払われます) 年金受給開始後に年金記録が訂正された人Ⅰ必要事項をあらかじめ印字した用紙が今年9月から順次送付されます。なお、今すぐに手続きする場合は、最寄りの社会保険事務所に必要な書類を提出してください(郵送可)

※詳しくはお問い合わせください
問い合わせ先 津山社会保険事務所(田町) ☎31・2365、ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165